

平成 21 年 4 月 6 日

金融庁総務企画局企業開示課 御中

全国銀行協会

「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）（案）」
に対する意見について

今般、標記中間報告案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、
何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「国際会計基準（IFRS）適用に向けた課題」について

（1）「IFRS を適用する場合の言語」について

IFRS の適用には、IFRS 本文を的確に反映した日本語訳版の公表が不可欠である。IFRS の任意適用を認めることが示唆されていることに鑑みれば、関係者が IFRS の日本語訳版を十分に活用できるようにするため、翻訳版の内容が原文を的確に反映していると認証する仕組みや、認証が行われた翻訳版を公表する手続等について、早急に検討する必要がある。

（2）「IFRS の設定におけるデュー・プロセスの確保」について

国際会計基準委員会財団（IASCF）のデュー・プロセスが確保され、ガバナンスの改善が図られたとしても、IFRS の実務上の適用方法・解釈が、実態として投資者や作成者等を交えた公の場で決定されない限り、真に IFRS の設定におけるデュー・プロセスが確保されているとは言えないと考えられる。

わが国において IFRS の適用を認める際には、IFRS の実務上の適用方法・解釈が、投資者や作成者等を交えた公の場で決定される仕組みが十分に整っていることが重要である。

プリンシプル・ベースという IFRS の理念のもとでは、困難な場面も想定されるものの、現状を考えれば、例えば、IFRIC にこれまで以上の積極的かつ迅速な活動を求め、その解釈指針の設定過程において、投資者や作成者等の意見

を反映させることなどが考えられる。

(理由)

以下の状況に鑑みると、投資者や作成者等が議論に参加することなく、監査事務所の各グローバルネットワーク等によって実務上のルールが決定されているのではないかとの懸念がある。

- ・ 監査事務所の各グローバルネットワーク（またはその欧州事務所）が用意した IFRS 適用に当たっての解説書（以下、「IFRS 適用ガイド」という。）が、監査人の監査上の重要な「指針」となっている。
- ・ 個別案件についても、監査事務所の各グローバルネットワークが独自の解釈を行い、作成者はその解釈の受け入れを求められる。
- ・ 監査事務所の各グローバルネットワークが、過去の解釈・運用について独自に見直しを行い、作成者に、その変更への対応を求める。

この場合、例えば、以下のような弊害が生じうるため、IFRS の実務上の適用方法・解釈に、投資者や作成者等の意見を反映させる手続を考える必要があると思われる。

- ・ 監査人という一利害関係者の目線のみで、IFRS の解釈・運用が決定され、取引や実務を最も理解している作成者、財務諸表の利用者である投資者等の意見・目線が入らない。
- ・ 解釈や運用が、突然に変更される。
- ・ 解釈や運用が変更になった場合、準備期間もなく、即座に適用が求められる。

なお、監査事務所の各グローバルネットワーク（またはその欧州事務所）が作成している既存の IFRS 適用ガイドについては、日本の商慣習等を反映していないことを考慮すれば、とりわけわが国では、その取扱いに注意が必要と考えられる。

(3) 「IFRS に対する実務の対応、教育・訓練」について

わが国企業、またはわが国の特定業種に共通する問題等について、わが国の基準設定主体等をはじめとした関係者で IFRS での取扱いを検討する場を設け、国際会計基準審議会（IASB）関係者、監査事務所のグローバルネットワークとも意見交換を行ったうえで、解釈例、取扱例のようなものを公表するという枠組みを整備していただきたい。

また、金融機関のみならず、IFRS の導入には、関係者の教育や研修に加え、体制整備等に多くのコストが必要になると考えられる。このような多大なコス

トの発生によって、国内企業の国際競争力が損なわれないようにするべきである。

(理由)

プリンシプル・ベースとされる IFRS においては、特定の業種、各国の商慣行、法制度を前提とした基準、解釈指針が設けられず、基準の趣旨、原則に立ち返って適用企業が監査人と協議のうえ、取扱いを決定する必要があるものと理解されている。

また、グローバルに適用されることを前提とした IFRS との関係上、IFRS に関する正式な解釈指針は、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) から発行されることになっており、わが国が独自に固有の事象について規範性のある解釈指針を作成することが現状は困難であることは理解している。

しかしながら、IFRS への移行時においては、わが国固有の事象等について、IFRS にもとづく会計実務が無いこともあり、国内の企業間でも、同種の事象に対する会計処理が異なり、国内企業間の財務諸表の比較可能性を損ねる結果となる恐れがある。また、各企業それぞれが、同種の事象の会計上の取扱いについて、原則に立ち返って検討を行い、また監査人と協議を繰り返すことは、社会的な負担は非常に大きいものと予想される。

なお、わが国の基準設定主体等をはじめとした関係者で IFRS の取扱いを検討する場を設けることにより、このような場を通じて、国内における IFRS の問題意識、意向を集約することは、IASB における基準設定過程へのわが国の発言力の向上にも資すると考えられる。

(4) 「IFRS に対する実務の対応、教育・訓練」(監査人) について

監査事務所が用意する一定の教育、研修等を受けていることのみでは、各監査人の IFRS への対応が十分か否かの判断は、困難と思われる。そのため、IFRS にもとづく監査に当って、公的な資格制度の導入が考えられるが、資格制度の導入が困難な場合には、例えば、公的な能力検定制度や一定水準の IFRS の知識・理解を保証する認定 (certificate) 制度等を早急に設けることも有効ではないか。

(理由)

IFRS にもとづく財務諸表の作成・監査は、監査人にとっても、単に IFRS という新たな会計基準の修得を求めるだけでなく、ルール・ベースからプリンシプル・ベースへの大きな転換を伴うものである。そのため、作成者のみならず、IFRS での監査を行う監査人には、厳しい準備と負担をお願いすることになるが、その際、外部から、各監査人の IFRS への対応状況を判断することが難しいと考

えられる。

公的な認定制度等が導入されることになれば、各監査人を含めた認定取得者については、IFRSに関する知識修得・理解の度合いを、ある程度は客観的に知ることが可能となると考えられる。また、わが国の監査人の国際的な地位の維持・向上という観点からも、明確な目標が提示されることによって、各監査人にIFRSに対する意欲と能力を示す機会が提供されるものと考えられる。

(5) 「IFRS に対する実務の対応、教育・訓練」(当局) について

IFRS を導入するに当っては、銀行等の特定業種に課せられる既存の法令・規則等と齟齬が生じないような整理、検討を早い段階から進めていただきたい。特に、IFRS が単に開示目的ではなく経営管理上の影響を与えることにも鑑み、銀行等の特定業種がIFRSを適用した場合には、監督上もその適用を容認する等、IFRS への円滑な移行を妨げないような対応を強く要請する。

(理由)

銀行等のように、監督行政上の観点から様々な規制等が課せられている特定業種については、財務諸表等の様式や監督当局への報告をはじめとして、様々な事項が法令や規則等で定められているとともに、「検査マニュアル」や「監督指針」等を通じて、会計処理・手続等が要請されているケースも多数存在し、連結財務諸表およびその会計基準が、規制上の財務健全性の基準、グループ会社の定義等と密接に関係しているものがある。

このため、特定業種については、連結先行でIFRSに移行する場合であっても、既存の規制と会計基準との関係の整理、検討を行う必要がある。また、整理・調整に当っては、既存の規制の趣旨、移行した際の影響等を慎重に考慮し、円滑な移行を妨げないような措置が必要になるものと考えられる。

2. 将来的な強制適用の検討について

(1). 強制適用の判断の要素およびその時期について

① IFRS の強制適用の判断は、IFRS と米国会計基準のコンバージェンスの進展状況を見極めるとともに、いまだIFRSの正式受入を決定していない米国の動向を踏まえることが不可欠である。そのため、IFRSの強制適用については、IFRSが米国企業に強制適用されることを必須としたうえで、実体経済に及ぼす影響等も念頭に置き、2012年以降に慎重に判断されるべきである。

(理由)

IFRS は、既に世界各国で受け入れられつつあるものの、欧州各国とイギリス連邦の国々が多くを占めており、欧州の地域色が強い会計基準との見方は依然として残っているように見える。

そのため、わが国が IFRS の強制適用を検討するに当たっては、IFRS が高品質な会計基準であると同時に、真にグローバルな会計基準であることが確保されていることが不可欠である。

この点、世界最大の資本市場国である米国会計基準と IFRS のコンバージョンの進展状況は、IFRS が欧州の地域色が強い会計基準との見方を払拭するためのよいメルクマールとなると考えられる。

② IFRS 適用に当たっては、長年わが国で定着してきた会計実務や慣行等と齟齬が生じるケースが想定され、IFRS が定着するまでにはベストプラクティスを模索検討する期間が必要と考えられる。日本版ロードマップの策定に当たっては、かかるベストプラクティスを検討する期間を明確に設定し、当該期間においては弾力的な運用（例えば、一度採用した方法をベストプラクティスとして検討した結果変更せざるを得ないこととなった場合も、過年度損益修正は不要とする等）を許容する等の措置が必要と考えられる。

（2）「個別財務諸表の取扱い」について

個別財務諸表についても IFRS 適用を（強制ではなくても）任意で容認との方向性は早めに表明または示唆すべきであり、その実現に向けて会社法・税法と不断の検討・調整等を行うことを要請する。

遅くとも強制適用までには、個別財務諸表においても、IFRS の任意適用を可能とすべきである。

（理由）

個別財務諸表への IFRS の適用については、「会社法・税法との関係の整理のための検討・調整が必要」とのことで、慎重な考え方もあるとされている。しかし、会社法・税法との調整等は相応の困難や時間を要する（このため、個別財務諸表への適用が連結財務諸表よりは相応に遅れるのはやむを得ない）としても、会計基準は本来連結・単体で一致させるべきことや、IFRS が単に開示目的ではなく経営管理上の影響を与えていること等を重視すべきである。

また、全ての上場会社が連結・個別で別々の会計基準を使用することから生じる社会的コストを勘案すれば、個別財務諸表での IFRS 適用の余地を残しておくべきである。

(3) 「非上場企業への任意適用の取扱い」について

IFRS 適用の同一企業グループにおいては、傘下の非上場有価証券報告書提出会社の連結財務諸表作成を **IFRS** で行うことを認めるべきである。

(理由)

持株会社化が浸透する中、同一企業グループの中で複数の連結財務諸表を作成、開示するケースが増えている。上場持株会社が **IFRS** を適用する場合、その傘下の非上場会社の連結財務諸表においても **IFRS** の選択適用を容認すべきである。

また、財務報告と経営管理・リスク管理の整合性が高い水準で求められる銀行等の金融機関においては、グループの中で複数の会計基準に対応した会計インフラの維持・構築の負荷は極めて高くなると予想される。**IFRS** への移行に際し、各行がそれぞれの実情に応じて追加的な対応を行い、コストを抑制できるよう上場会社のグループ内企業に対しても上場・非上場を問わず **IFRS** の採用を認める必要がある。

以 上